

## 背景・概要

～令和7年度から補助率が定額(100%)となる要件を緩和しました～

自動車事故により重度の後遺障害を負われた方においては、引き続き住み慣れた地域での生活を継続したいというニーズがある一方、医的ケアを必要とするような自動車事故被害者に対して、訪問系サービスを提供する事業者の人材不足は深刻な状況。

そのため、自動車事故被害者の介護者なき後においても、在宅生活の継続を選択肢の一つとして考えられるよう、令和5年度より訪問系サービスを提供する事業者の新設を支援するとともに、介護人材確保に係る経費を支援。

### 新設年度

開設準備段階や開設後における人材雇用、求人広告等の経費を支援

#### 補助対象事業者

- ・居宅介護事業者
- ・重度訪問介護事業者

※新設初年度に限る。  
※補助対象年度中に自動車事故により重度の後遺障害を負った者の利用があること 等

#### 補助率

1/2(利用予定者のうち自動車事故被害者が**2人以上**の場合は100%)

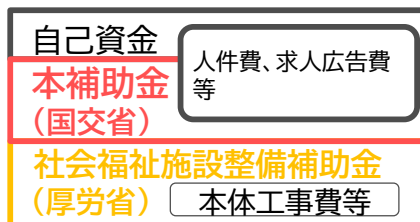
#### 補助内容

新設の際に必要な初年度経費の一部

- ①介護職員の人材雇用に係る経費
- ②求人情報の発信等に係る経費
- ③研修等経費の支援

#### 補助上限額

300万円



### 開業次年度以降

対前年度比での賃金改善、求人広告等の経費を支援

#### 補助対象事業者

- ・居宅介護事業者
  - ・重度訪問介護事業者
- ※補助対象年度中に自動車事故により重度の後遺障害を負った者の利用があること 等

#### 補助率

1/2(利用者のうち自動車事故被害者が**2人以上**の場合は100%)

#### 補助内容

自動車事故被害者受入に必要な経費の一部

- ①介護職員の賃金改善に係る経費
- ②求人情報の発信等に係る経費
- ③研修等経費の支援

#### 補助上限額

200万円

